

当財団が実施する 東京都介護支援専門員研修が 特定一般教育訓練給付制度 対象研修となりました。

一定の要件を満たす方が、該当する研修を修了した場合、
ご本人が支払った受講料の40%に相当する額がハローワーク
より支給されます。



※特定一般教育訓練給付制度とは…

一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（特定一般教育訓練）を受講し修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

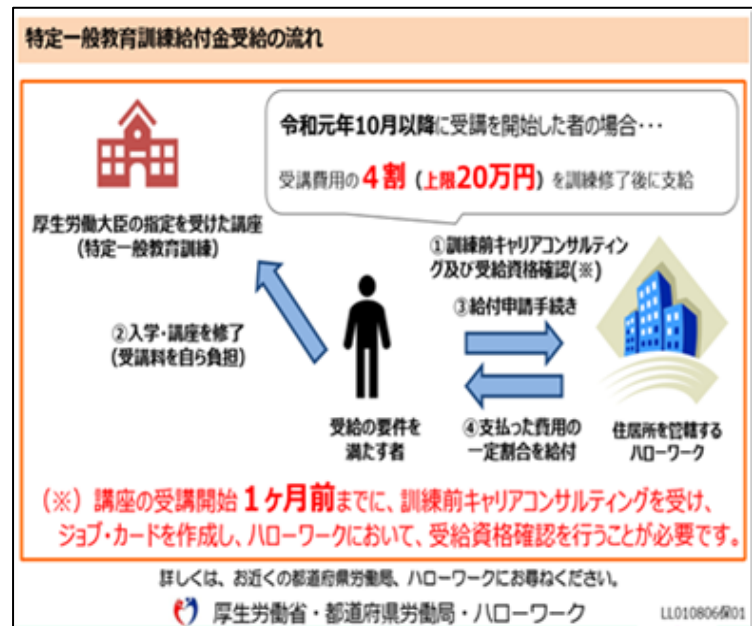
～ 対象研修 [講座番号] ～

○東京都介護支援専門員 実務研修	[1321462-1920013-0]
○東京都介護支援専門員 更新研修（実務経験者88時間）	[1321462-1920023-2]
○東京都介護支援専門員 更新研修（実務経験者32時間）	[1321462-1920033-5]
○東京都介護支援専門員 更新研修（実務未経験者54時間）	[1321462-1920043-8]
○東京都介護支援専門員 再研修	[1321462-1920053-0]

～特定一般教育訓練給付金の支給対象となる方～

支給対象となるのは、下記の要件をすべて満たした方です。（出典：厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク）

- ◆ 雇用保険の被保険者である方、又は被保険者であった方のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始までが**1年以内**（妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は**最大20年以内**）の方
- ◆ 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が**3年以上**（初回の場合は1年以上）ある方
- ◆ 平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日までに**3年以上**経過している方



出典：厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP【教育訓練給付制度】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

詳しくは、**お近くの都道府県労働局、住所を管轄するハローワーク**にお尋ねください。